

## 決算賞与の未払計上はしてもよいか

Q: 今月決算を迎える当社は、今期業績が良かったので従業員に決算賞与を支給したいのですが、決算で未払計上できますか。

A: 法人税では、所得金額の計算上、損金の額に算入するためには、原則として債務の確定している金額に限られます。

つまり、事業年度の終了の日までに、次の要件をすべて満たしている債務でなければなりません。

- ① その費用にかかる債務が成立していること。
- ② その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- ③ その金額を合理的に算定することができるものであること。

ご質問の場合、利益操作ととられないためにも充分な立証が必要でしょう。

②の要件は、従業員の労に報いるという意味で満たしていますが、①および③の要件の立証は困難な場合が多いようです。そこで、従業員に期末までに、支給決定および賞与支給額の算定根拠を説明報告し、それぞれ従業員から説明を受けた旨の署名捺印などを得ていけばよいと思われまます。

しかし、期末までに各人別の支給明細書を作成していればよいというのではなく、あくまで債務が確定しているという実質がないと、形式が整っているからといって損金に算入することは認められませんので、ご注意ください。

